

知事コメント (関与取消訴訟の判決について)

本日、地方自治法第251条の5に基づく違法な国の関与の取消請求事件、2件の判決が、福岡高等裁判所那覇支部において言い渡されました。まず、変更不承認処分に対して国土交通大臣が行った裁決の取消しを求めた訴えが却下され、また、変更承認処分をせよとの是正の指示の取消しを求めた県の請求を棄却するとの判断が示されました。

裁決の取消しを求めた訴訟の判決では、不承認処分は国の機関が「固有の資格」において相手方となるものということではできず、本件裁決は有効な裁決であるから、裁決の取消しを求める訴えは不適法であるとして訴えを却下しました。

国の機関たる沖縄防衛局は、一般私人と異なり、法律上、工期を実質3倍以上に変更する場合であっても、変更の許可が不要とされているなど、変更不承認処分は「私人では立ち得ない立場」である「固有の資格」において受けた処分に該当すると言うほかなく、到底納得のいく判決ではありません。

次に、是正の指示の取消しを求めた訴訟の判決について、当該訴訟では、私も自ら意見陳述を行い、公有水面埋立法に基づく厳正な審査による不承認処分の正当性はもとより、米軍や自衛隊の過重な基地負担、基地があるゆえに事件・事故が多発していること、それから辺野古埋立てに反対する民意などについて、強く主張するとともに、土木工学の専門家や、行政法学者の意見書を証拠として提出する

などし、専門的かつ客観的見地からも、不承認処分の正当性などについて、全力で主張、立証してまいりました。

本日の判決は、本件是正の指示の関与取消訴訟には裁決の拘束力は認められないとし、この点については沖縄県の主張を認めたものとなっております。

しかしながら、変更不承認の判断については、いずれの点についても変更承認の要件を充足すると判断し、県の請求を棄却しました。

今般の変更承認申請は、大浦湾側埋立区域の大半に軟弱地盤の存在が判明したことにより必要になったものであり、本来、沖縄防衛局において、事業実施前に必要な最低限の地盤調査さえ実施せず、不確実な要素を抱えたまま見切り発車したことに全て起因するものと考えております。

そして、当初の埋立承認から6年余りが経過してなされた変更承認申請において、設計概要変更が承認されたとしてもそれから、軟弱地盤の工事に9年余りもかかり、普天間飛行場の危険性の早期除去にはつながらないことに加え、軟弱地盤の深さが最大90メートルにも及ぶため、その地盤改良工事は、前例・実績のない深さにまで及んでいることから、本当に9年でできるのか不確実なものとなっております。

さらに、軟弱地盤の最深部が位置するB-27地点において、地盤改良を実施しても20メートルもの未改良地盤が残されるにもかかわらず、必要な力学的試験を実施していないため、地点周辺の性状等が適切に考慮されていないことに加え、施工時の地盤の安定性について、不確実性をどのように考慮したのか不明であり、合理的な説明が得られていな

いことから、災害防止への配慮が十分ではないと判断致しました。

また、環境保全に関し、地盤改良工事に伴うジュゴンの生息状況の変化や、海底の盛り上がりなどについて、十分な配慮がなされていないと判断しました。

私は、このような観点などから、安全や環境保全に対する不安を払拭できない今回の設計概要変更を不承認とした私の判断が間違っているとは思えないのです。

裁判所の判断は、公水法によって認められた地域住民の利益を守るための知事の裁量を否定したものであり、地方自治の観点からも許されるものではありません。

私としては、今回の2件の判決は到底納得できるものではなく、上訴に向けて判決内容を精査してまいります。

令和5年3月16日

沖縄県知事 玉城 デニー